

＜一般委託＞

令和5年度二十歳のつどい警備 業務委託 仕様書

令和5年度二十歳のつどい警備業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	令和5年度二十歳のつどいにおいて、会場である横須賀芸術劇場及び周辺の雑踏警備及び交通誘導警備を行う。
2	履行期間	契約日から令和6年1月8日(月) 9:00～14:30(場外の前面歩道9名は15:00まで)
3	施行場所	横須賀芸術劇場(横須賀市本町3丁目27番地)
4	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・警備統括責任者の指導、監督を受け、次の業務を委託者並びに警察官の協力関係のもとに遂行すること。 ・二十歳のつどい参加者の安全確保、入退場誘導、滞留防止及び会場周辺の交通誘導 ・行事妨害、小競り合い、暴力及び車の暴走が懸念される状況の察知と事前抑止 ・前記事件、事故等発生時の警察官との連携 ・全30名体制 警備統括責任者1名(1級の雑踏警備資格を有する者で、責任者としての能力があるもの) 場内 1階席・1階ロビー 4名、2階席・2階ロビー 3名 場外 責任者1名(交通誘導警備2級検定合格者以上の者で、責任者としての能力があるもの) 1階 2名、2階 2名、3階 2名、4階 2名、前面歩道 9名、車両誘導 2名、 駐車巡回 2名 ※配置は変更することがある。 ※必要な警備員教育がなされていること。 ・事前に横須賀市子育て支援課担当と打ち合わせを行う。また、各担当別打ち合わせを行う際に市側の担当チーフと打ち合わせを行う。 <p>別紙 業務内容詳細のとおり</p>
5	特記事項	制服警備(二十歳のつどいにふさわしいさわやかなイメージの制服を着用のこと) その他業務上必要な携行品を携行すること。
6	関係法規	警備業法第4条の規定に基づき神奈川県公安委員会から認定を受けている者、若しくは警備業法第9条の規定に基づき同委員会に届け出を行っていること。
7	人物の要件	<p>本業務履行については、下記の要件を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)身体が頑強であること (2)委託者並びに警察官との連携を行えること (3)危険状況の察知力、青少年に対する説得、融和力を備えていること
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	〒238-0016 横須賀市深田台37番地 横須賀市福祉子ども部子育て支援課 担当 石川 TEL046-824-5377(直通) Fax046-823-7432

＜指示又は希望事項＞

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
------------------	---

業務内容詳細

1 委託業務名

令和5年度二十歳のつどい警備業務委託

2 開催概要

(1) 期日 令和6年1月8日(月)

(予定時間)	1回目	2回目
開 場	10:00	11:45
開 会	10:30	12:15
閉 会	11:15	13:00

(2) 会場 横須賀芸術劇場大劇場(横須賀市本町3丁目27番地)

(3) 主催 横須賀市

(参考 令和4年度参加者数 1,962人)

3 業務内容

(1) 令和5年度二十歳のつどい(成人式、以下「行事」という。)参加者の安全確保、入退場誘導、滞留防止及び会場周辺の交通誘導

ア 行事開催中及びその前後において適切に雑踏警備を行い、参加者の安全を確保すること。

イ 行事から退出した参加者を滞留しないよう、適切にベイスクエアよこすか1番館(以下「施設」という。)の施設外へ誘導すること。

ウ 施設の前面歩道の一般歩行者の通路を確保すること。あわせて参加者に対し積極的に帰宅を促し、参加者が滞留しないよう案内を行うこと。酒盛りやたむろを始めようとしたときは中止を求め参加者の滞留防止に努めること。

また、一般歩行者の通路を明示するため別途指定する箇所にテープを貼付すること(テープ貼付に当たっては一般歩行者や参加者の足元が滑らないよう注意すること。また、目立つ色2色を用意し貼付し、行事終了後は撤去すること。)

エ 施設駐車場へ出入りする車両の誘導を行い、歩道歩行者の安全を確保すること。

オ 施設周辺道路を巡回し、参加者関係車両が駐車しないようにすること。

(2) 行事妨害、小競り合い、暴力及び車での暴走が懸念される状況の察知と事前抑止

(3) 前記事件、事故等発生時の警察官との連携

(4) 業務の実施に当たっては特に次の点に留意すること。

ア 指示系統が明確であり、緊急の事態等に的確な対応を行うこと。

イ 安全管理を徹底し、事故防止に努めること。

ウ 警備統括責任者は警備員に対し指導、監督を行い、必要な指示を行うことにより組織的かつ先を見越した計画的な警備を行い、場当たりの警備としないこと。委託者に対して適宜状況報告を行い、情報共有すること。

エ 場外責任者は警備統括責任者と連携し場外担当警備員に対し指導、監督を行い、必要な指示を行うことにより組織的かつ先を見越した計画的な警備を行い、場当たりの警備としないこと。

オ 警備員は漫然と配置場所に立つだけでなく警備統括責任者及び場外責任者の指示のもとに積極的に案内誘導その他必要な警備を行うこと。

カ 警備に関する苦情等の事案が発生した場合は、適切に対応すること。

キ 参加者の状況によっては委託者と協議のうえ予定している配置場所を変更する等臨機応変な対応を行い、実情に見合ったより効果的な警備を実施すること。

ク 委託者は必要により受託者と協議のうえ現場の実情に即した警備内容の協力を求めること

があるので誠実に対応すること。

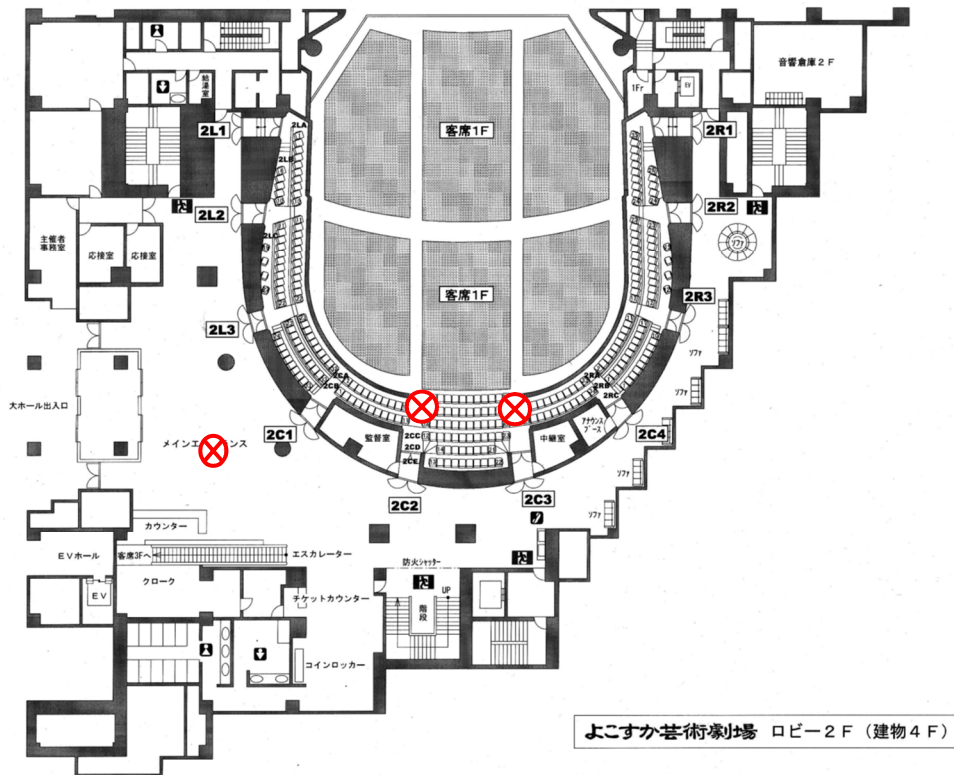
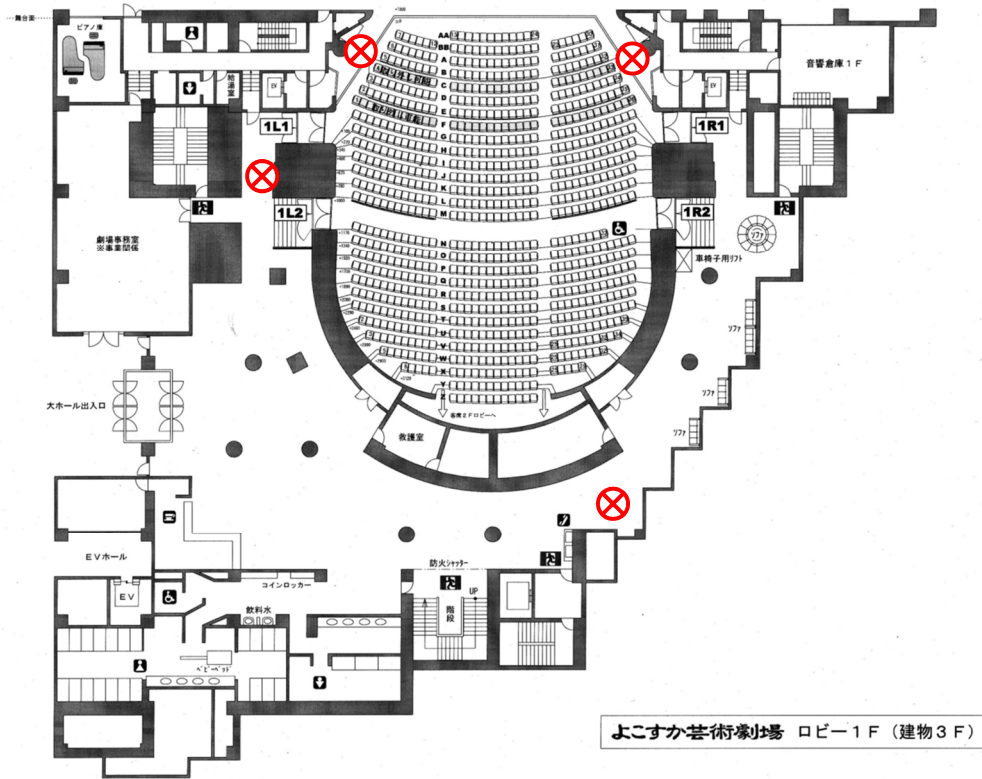
4 その他事項

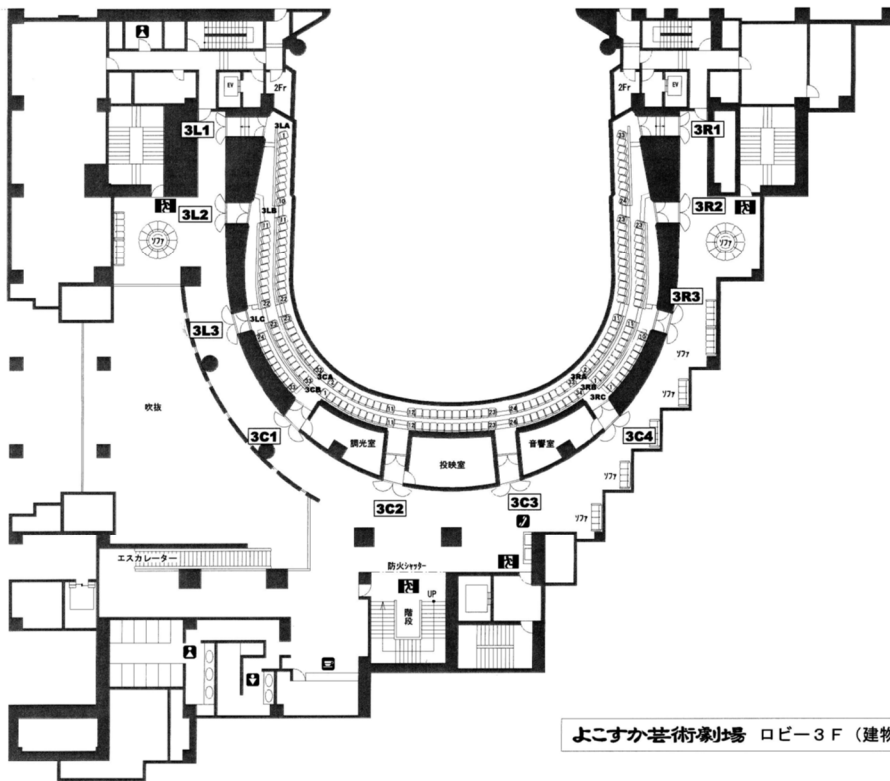
- (1) 警備に必要な拡声器、無線機、誘導棒、歩道貼付用テープ、その他業務上必要となる資機材は、受託者において用意すること。また、業務終了後は片付けを行うこと。
- (2) 会場（横須賀芸術劇場大劇場）の館内及び館外には、参加者の案内整理を目的として本市職員及びボランティア等を配置するので承知しておくこと。
- (3) P, 6 会場配置図(場外)の下記に記載の指示事項を熟読し、効果的な警備や参加者に対する案内（声かけ）を実施すること。
- (4) 行事に先立ち、青少年会館又は会場(現地)での打ち合わせを最低1回は実施すること。(場所については別途協議。)
- (5) 白手袋、マスクの着用、その他必要な新型コロナウイルス感染症等の対策を講じること。
- (6) 担当業務に支障がない者は、施設周辺の清掃を行うこと。(缶、ビン、ペットボトル等については分別して回収を行い、指定した場所で委託者に引き渡すこと。)
- (7) 開催回数及び開場、開会、閉会時刻は変更することがある。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方で別途協議するものとする。

5 連絡先 福祉こども部子育て支援課 石川 TEL046-824-5377

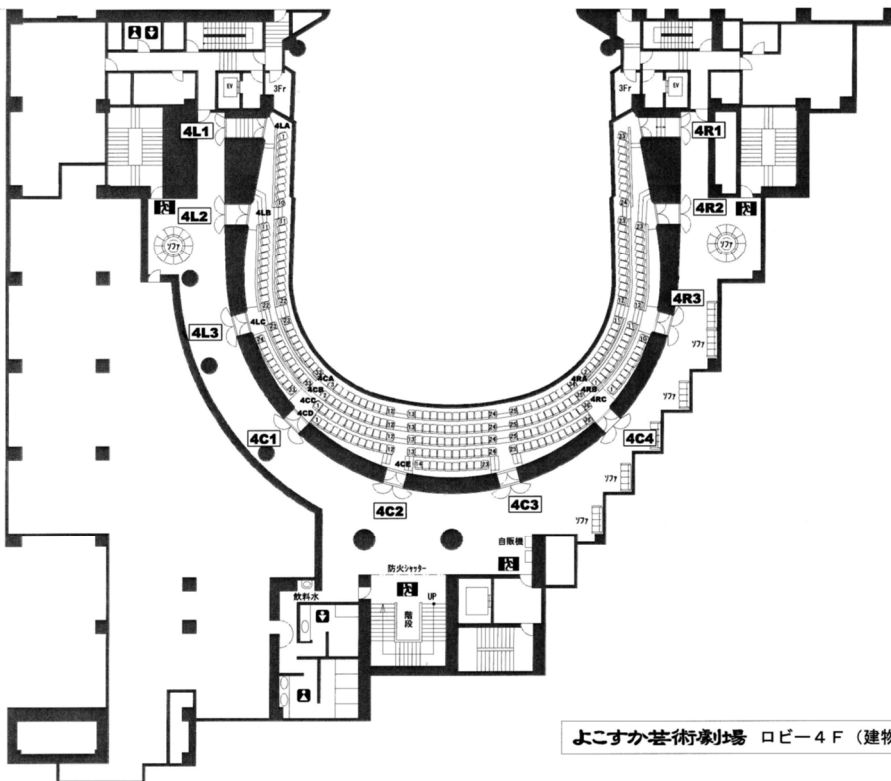
会場配置図 (場内)

⊗：警備員配置場所 (配置は変更することがある。)
 別途警備統括責任者を1名配置すること (配置場所は指定しない)

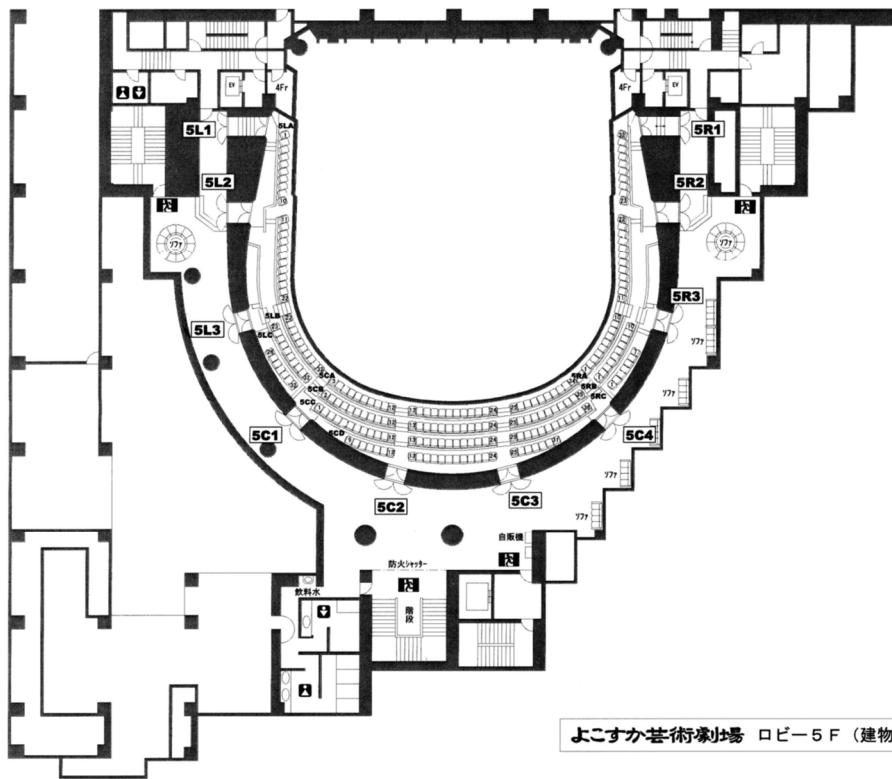




よこすか芸術劇場 ロビー3F (建物5F)



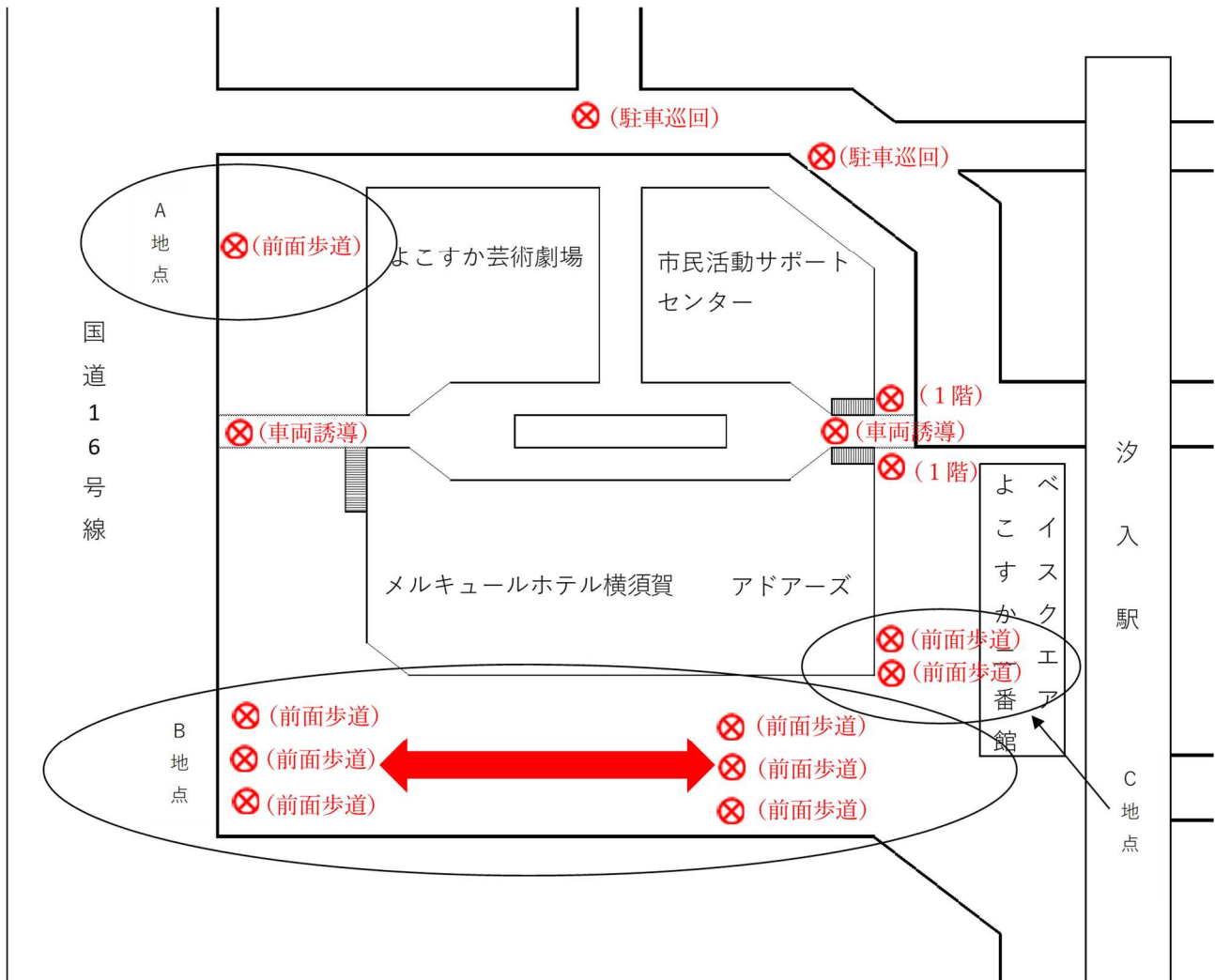
よこすか芸術劇場 ロビー4F (建物6F)




会場配置図（場外）

⊗：警備員配置場所

別途場外責任者を1名配置すること（配置場所は指定しない）



【指示事項】

- ・ B地点では、拡声器を6人中最低3名以上持つこと。また、6人中2名は「」エリアを絶えず往来し、参加者が道路をふさがないように、適切な声かけを行うこと。
- ・ C地点では、拡声器を最低1名以上持つこと。
- ・ その他のスタッフについても拡声器の有無にかかわらず、状況に応じて適切な場所へ移動し、適切な声掛けを絶えず行うこと。

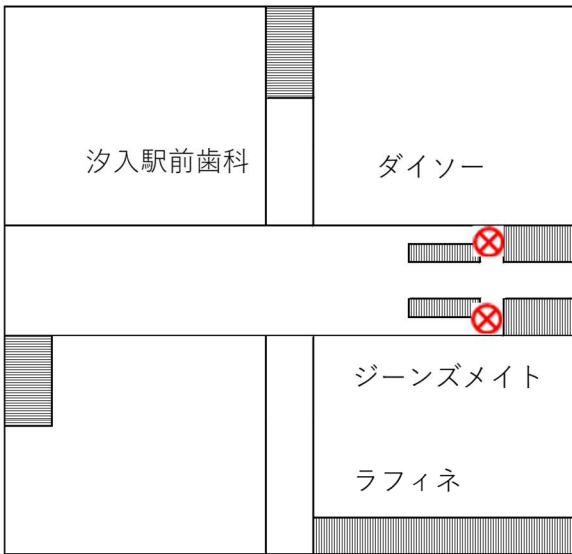
【声かけの例】

- 「人（一般の方）が通りますので、少し道をあけてください。」
- 「人が通りますので、そちら（はじ）へ寄ってください。」
- 「道路が大変混雑していますので、立ち止まらずにお進みください。」
- 「一般の方が通行できません。ご移動をお願いします。」

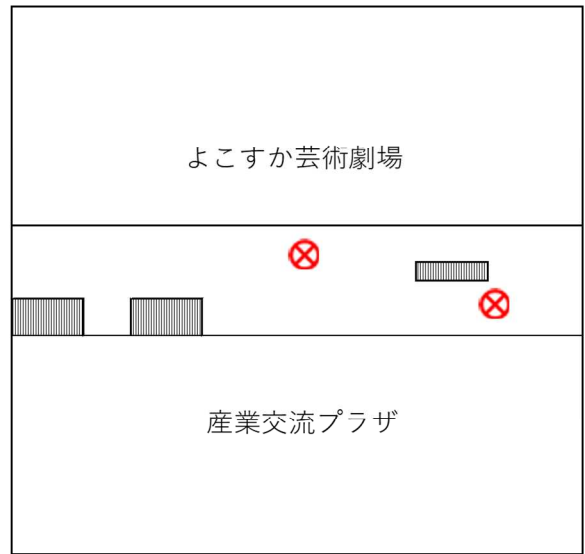
※以上を参考に声掛けについてスタッフ間で共有しておくこと。

ベ이스クエアよこすか一番館

2階



3階



4階

